次

目

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定 ○海岸保全区域の変更

水産業基盤整備課

Ŧī. Ŧī. 兀

同 同 同 同

兀

チ

 \wedge

(道

路

課

同

ヌ

同

ヲ

○道路の区域変更(三件)

宮

○道路の供用開始 (二件)

規

則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十八年十二月二日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県規則第百十五号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則 (昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する

一項中第五十二号を第五十三号とし、 第三十五号から第五十一号までを一号ずつ繰り下

(1)

行 発

宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

げ、

宮

同項第三十四号中トをチとし、

へをトとし、

ホをへとし、

ニの次に次のように加える。

(公告に係るものを除

第六十六条の規定による事業の施行について周知させるための措置等

第一号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、

事 課 ページ 同項に第一号として次の一号を加える 第十八条第一項中第三十四号を第三十五号とし、 = 口 ホ イ 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の施行に関する次のこと

第十一条第一項ただし書の規定による立入りの通知及び同条第三項の規定による立入り等

第十二条第一項の規定による立入りの通知

第十四条第一項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請等並びに同条第二項

(第三十五条第三項において準用する場合を含む。) 及び第二項の規定によ

長寿社会政策課 ホ る証票の発行 及び第三項の規定による所有者等への通知 第十五条第一項

入

第十八条第二項第四号から第六号までの規定による土地の管理者及び行政機関の意見の照会 第十五条の十四の規定による説明会の開催その他の措置

第二十八条の二の規定による補償等について周知させるための措置

第三十五条第一項の規定による土地等への立入り、測量又は物件の調査及び同条第二項の規

IJ 定による土地等の占有者への通知

件調書の作成 第三十六条第一項、第三十六条の二第一項及び第三十七条の二の規定による土地調書及び物

第三十六条の二第五項の規定による公告があった旨の通知

第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払請求の受理

第四十六条の四第一項の規定による一件一億五千万円未満の補償金の支払及び同条第三項の

第十九条中第十五号を第十六号とし、 規定による支払をする旨の通知 第九十五条の規定による権利取得裁決に係る一件一億五千万円未満の補償の払渡等又は供託 第一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号

土地収用法の施行に関する次のこと

として次の一号を加える

ワ

第十一条第一項ただし書の規定による立入りの通知及び同条第三項の規定による立入り等

第十二条第一項の規定による立入りの通知

口

イ

第十四条第一項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請等並びに同条第二項

及び第三項の規定による所有者等への通知

- 二 る証票の発行 第十五条第 項 (第三十五条第三項において準用する場合を含む。) 及び第二項の規定によ
- ホ 第十五条の十四の規定による説明会の開催その他の措置
- 第十八条第二項第四号から第六号までの規定による土地の管理者及び行政機関の意見の照会
- 第二十八条の二の規定による補償等について周知させるための措置
- 定による土地等の占有者への通知

第三十五条第一項の規定による土地等への立入り、測量又は物件の調査及び同条第二項の規

第三十六条第一項、第三十六条の二第一項及び第三十七条の二の規定による土地調書及び物

IJ

チ

- ヌ 第三十六条の二第五項の規定による公告があった旨の通知
- 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払請求の受理
- 規定による支払をする旨の通知 第四十六条の四第一項の規定による一件一億五千万円未満の補償金の支払及び同条第三項の
- 第九十五条の規定による権利取得裁決に係る一件一億五千万円未満の補償の払渡等又は供託
- 次の一号を加える 第二十条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として
- 土地収用法の施行に関する次のことが
- イ 第十一条第一項ただし書の規定による立入りの通知及び同条第三項の規定による立入り等
- 第十二条第一項の規定による立入りの通知
- 第十四条第一項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請等並びに同条第二項
- 及び第三項の規定による所有者等への通知
- = 第十五条第一項(第三十五条第三項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定によ
- ホ 第十五条の十四の規定による説明会の開催その他の措置
- 第十八条第二項第四号から第六号までの規定による土地の管理者及び行政機関の意見の照会
- 第二十八条の二の規定による補償等について周知させるための措置
- 定による土地等の占有者への通知 第三十五条第一項の規定による土地等への立入り、測量又は物件の調査及び同条第二項の規
- 項、 第三十六条の二第一項及び第三十七条の二の規定による土地調書及び物
- 第三十六条の二第五項の規定による公告があった旨の通知

第2814号

第四十六条の二第 | 項の規定による補償金の支払請求の受理

ル

- 規定による支払をする旨の通知 第四十六条の四第一項の規定による一件一億五千万円未満の補償金の支払及び同条第三項の
- 第二十一条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、 第九十五条の規定による権利取得裁決に係る一件一億五千万円未満の補償の払渡等又は供託 同条に第一号とし
- て次の一号を加える。
- 土地収用法の施行に関する次のこと
- 第十一条第一項ただし書の規定による立入りの通知及び同条第三項の規定による立入り等
- 第十二条第一項の規定による立入りの通知

口

- 第十四条第一項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請等並びに同条第二項
- る証票の発行 第十五条第一項(第三十五条第三項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定によ
- 第十五条の十四の規定による説明会の開催その他の措置

ホ

二

及び第三項の規定による所有者等への通知

- \wedge 第十八条第二項第四号から第六号までの規定による土地の管理者及び行政機関の意見の照会
- 第二十八条の二の規定による補償等について周知させるための措置
- チ 定による土地等の占有者への通知 第三十五条第一項の規定による土地等への立入り、測量又は物件の調査及び同条第二項の規
- IJ 件調書の作成 第三十六条第一項、第三十六条の二第一項及び第三十七条の二の規定による土地調書及び物
- 第三十六条の二第五項の規定による公告があった旨の通知

ヌ

- 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払請求の受理
- 規定による支払をする旨の通知 第四十六条の四第一項の規定による一件一億五千万円未満の補償金の支払及び同条第三項の
- 第九十五条の規定による権利取得裁決に係る一件一億五千万円未満の補償の払渡等又は供託

ワ

(施行期日

この規則は、 公布の日から施行する。

1

2 行の際現に知事が処理しているものについては、改正後の事務委任規則の規定にかかわらず、なお この規則の施行により、新たに地方機関の長が処理することとなる事務であって、この規則の施 (3)

従前の例による。

告

示

○宮城県告示第九百七十五号

して、次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と

四

特定施設入居者生活介護

〇四七二二〇一三三四

十九番一柴田郡大河原町字町二通所介護ほっとあい

一百七

とあい特定非営利活動法人ほっ

十月一日 平成二十八年

〇四七一二〇一六二四

新姥沼百九十 登米市中田町宝江新井田字 一デイサービスみんなの家幸

有限会社みんなの家

十平 月成二

一 日 十 八 年

訪問介護

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉

訪問介護			
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七一一〇〇七四三	号 岩沼市中央三丁目七番十六 岩沼市中央三丁目七番十六	ボート 水式会社アイ・ケィ・サ	九月一日日八年
〇四七〇七〇一一六〇	一号名取市相互台二丁目十七番ケアステーション福福	みみみみんなの株式会社	九月十五日平成二十八年

訪問入浴介護

〇四七〇七〇一一五二	介護保険事業所番号
九号名取市大手町四丁目十四番アースサポート名取	事業所の名称及び所在地
アースサポート株式会社	事業者の名称
九月一日 平成二十八年	指定年月日

宮

通所介護

 \equiv

〇四七〇九〇〇八二〇	〇四七〇三〇〇九五五	〇四七〇二〇二八六二	介護保険事業所番号
多賀城市栄一丁目五番九号2仙塩通所介護事業所サテライトケアセンター第	塩竈市西玉川町十番一号塩通所介護事業所サテライトケアセンター仙	七号 石巻市鹿妻南五丁目五番十百笑いろは	事業所の名称及び所在地
	社シンフォニーケア株式会	株式会社エターナルキャ	事業者の名称
九月一日 円八年	九月一日 平成二十八年	九月一日 平成二十八年	指定年月日

浩

〇四七一一〇〇七一九	介護保険事業所番号
号 おりょう おりません かり おり おり かり かい	事業所の名称及び所在地
ポート ポート	事業者の名称
九月一日 平成二十八年	指定年月日

○宮城県告示第九百七十六号

して、次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者と

平成二十八年十二月二日

事を行うらぶをが行正し	
事 きょう つぶ	宮城県知事
) 占 下	村
	井
<u> </u>	嘉
	浩

十月十五日 五十八年	株式会社えにし	五小松アパート一号室気仙沼市東八幡前十一番地はあとライフえにし	〇四七〇五〇一一二三
九月一日 平成二十八年	株式会社アイ・ケィ・サ	ラ 岩沼市中央三丁目七番十六 事業所 事業所	〇四七一一〇〇七三五
九月一日平成二十八年	株式会社リツワ	番一号 番一号 番一号	〇四七〇三〇〇九六三
指定年月日	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	介護保険事業所番号

○宮城県告示第九百七十七号

者として、次のとおり指定した。

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業

平成二十八年十二月二日

介護予防訪問介護

宮城県知事 村 井

嘉

浩

九月十五日 五十八年	みみみみんなの株式会社	一号 名取市相互台二丁目十七番 ケアステーション福福	〇四七〇七〇一一六〇
九月一日	ポート 株式会社アイ・ケィ・サ	号 岩沼市中央三丁目七番十六 所 可	〇四七一一〇〇七四三
指定年月日	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	介護保険事業所番号

二 介護予防訪問入浴介護

0四七〇七〇一一五二	介護保険事業所番号
九号名取市大手町四丁目十四番アースサポート名取	事業所の名称及び所在地
アースサポート株式会社	事業者の名称
九月一日 平成二十八年	指定年月日

三 介護予防通所介護

〇四七二二〇一三三四	〇四七一二〇一六二四	〇四七〇二〇二八七〇	0四七一一00七二七	〇四七〇九〇〇八二〇	〇四七〇三〇〇九五五	〇四七〇二〇二八六二	介護保険事業所番号
十九番一柴田郡大河原町字町二百七柴田郡大河原町字町二百七通所介護ほっとあい	新姥沼百九十登米市中田町宝江新井田字デイサービスみんなの家幸	号B棟二階 石巻市中央一丁目十四番五 れ水ボデイサービスセンタ	号 おります ラーザー ラーサー 岩沼市中央三丁目七番十六 ピスープ アイサービス	多賀城市栄一丁目五番九号2仙塩通所介護事業所サテライトケアセンター第	塩竈市西玉川町十番一号 塩通所介護事業所 サテライトケアセンター仙	七号の一名巻市鹿妻南五丁目五番十百笑いろは	事業所の名称及び所在地
とあい 特定非営利活動法人ほっ	有限会社みんなの家	社会福祉法人一視同仁会	株式会社アイ・ケィ・サ	構合同会社地域ケア開発機	社 と	株式会社エターナルキャ	事業者の名称
十月一日 円 日 八 年	十月一日 平成二十八年	十月一日 日八年	九月一日日八年	九月一日 平成二十八年	九月一日 平成二十八年	九月一日 平成二十八年	指定年月日

四 介護予防特定施設入居者生活介護

〇四七一一〇〇七一九	介護保険事業所番号
号 おりまた おり おり おり おり おり かり おり かり	事業所の名称及び所在地
ポート 株式会社アイ・ケィ・サ	事業者の名称
九月一日 円 一日 年	指定年月日

○宮城県告示第九百七十八号

者から次のとおり廃止する旨届出があった。

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業

平成二十八年十二月二日

短期入所生活介護

宮城県知事

村

井

嘉

浩

0四七011011011	介護保険事業所番号	
九号 石巻市門脇町三丁目十二番ショートステイうさぎの家	事業所の名称及び所在地	
株式会社明美会	事業者の名称	
九月三十八年	廃止年月日	

二 福祉用具貸与

名称

三 特定福祉用具販売

1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	みやぎ登米農業均
	事業者の名称

○宮城県告示第九百七十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業

(5)

介護予防短期入所生活介護

者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

) = =		地四、大仙沼市上田中二丁目六番	
十月三十一 平成二十八年	株式会社ハック	ハック居宅介護支援センタ	〇四七〇五〇〇三五六
十月十四日 平成二十八年	合同会社リベラ	号STビルB棟 大崎市古川旭五丁目三番三 居宅介護支援事業所リベラ	〇四七一五〇一五一〇
J.		番地の一 遠田郡美里町北浦字蛇沼四	
平成二十八年	株式会社アルカディア	おんべこケアプランセンタ	〇四七三二〇〇四三六
廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	介護保険事業所番号

○宮城県告示第九百八十号

公

報

ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サー

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

介護予防通所介護

十月三十一日	仙事業 団	Т	
平	企業組合石巻地方中高年	デイサービスはまかぜの家	〇四七〇二〇二〇三七
九平 月成 三	とあい特定非営利活動法人ほっ	十九番地の一 柴田郡大河原町字町二百七 柴田郡大河原町字町二百七	〇四七二二〇〇七二四
J		田三十二番地十	
平月成	株式会社ループ	デイサービスセンターまや	〇四七一五〇二三五一
		三号 名取市増田八丁目一番二十	
平成二	gCストーリー株式会社	リー	〇四七〇七〇10110
廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	介護保険事業所番号

〇四七一二〇〇二七九	介護保险	三 介護予防	〇 四 七 〇	介護保险
介護保険事業所番号		介護予防福祉用具貸与	0周中011011011	介護保険事業所番号
事業所の名称及び所在地			九号 石巻市門脇町三丁目十二番 ショートステイうさぎの家	事業所の名称及び所在地
事業者の名称			株式会社明美会	事業者の名称
廃止年月日			九月三十日 平成二十八年	廃止年月日

特定介護予防福祉用具販売

四

〇四七一二〇〇二七九	介護保険事業所番号
JAみやぎ登米介護支援センター 一 九番一 大番ー	事業所の名称及び所在地
みやぎ登米農業協同組合	事業者の名称
十月 一日 日 八年	廃止年月日

○宮城県告示第九百八十一号

九十四号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。 海岸法 (昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、昭和三十九年宮城県告示第六百

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

		芦	三陸南沿	沿岸名	海
		淮岸	平磯漁港	漁港名	岸の名
			平磯地区	海地 岸 名区	称
へ点 ホ点から二八六度三七分一二・八メートルの地点ホ点 ニ点から一六度五九分二八・四メートルの地点ニ点 ハ点から一八度一一分一五・○メートルの地点ハ点 口点から六○度四五分九一・六メートルの地点ロ点 イ点から八二度一三分六四・三メートルの地点	イ点 基点A点から二○五度三○分三○七・一メートルの地	基点A点・本吉郡南三陸町志津川字平磯百五十八番地内四級と対ったる糸が直線により頂きれた区域	気に告し三重泉ここ) 目まれこ式に掲げるイ点からオ1点までを順次	字 反 取	Ē X

点点地点地点地 点 点 点 点点点点点

岸三陸

沿

海平 岸磯

漁港

海平 岸磯

漁港海岸保全区域のうち平磯漁港区域に接する区海岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町平磯平成二十八年十二月二日宮城県告示第九百八十

区域 域地区の平磯 一号により

地区

沿岸名

漁港名

海地 岸

名区

指

定

X

域

海

岸

0

名

称

道路の区域

 $\vec{-}$

路

名

道路

の種 線

類

県道 丸森柴田線

原土木事務所において一般の縦覧に供する。 道路法 平成二十八年十二月二 (昭和二十七年法律第百八十号)

○宮城県告示第九百八十三号

変更したので告示する その関係図面は、 平成二十八年十二月二日 から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)

第十八条第一

項の規定に基づき、

次のように道路の区域を

及び宮城県大河

宮城県知事 村 井 嘉 浩

田市坂津田字上一七八番地先から	変更の区間
前	前変 後の
八 ○ 三 · ○	(メートル)敷地の幅員
 0	(メートル)敷地の延長

のうち漁港管理者の長である南三 ○宮城県告示第九百八十二 海岸法 (昭和三十一年法律第百 二陸町長が管理を行う区域を次のとおり定める 号 1 点 第五条第四項の規定により、 点 . 点 点 ノ1点から二 ヰ1点から

平成一

一十八年十二

二月

宮城県知事

村

井

嘉

浩

漁港区域に接する海岸保全区域

ヰウムラナネ 11111 点点点点点点 八九度二三分三〇 五五度二一 分一 四七・ Ŧi. 三メ 八メー トルの トル地の地の ルの点地点地 の地 点 点 地点 ル ルの地

同市坂津田字筒目木七六番一地先まで 後 九・〇~

○宮城県告示第九百八十四号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

先から

同郡同町菖蒲田浜字長砂一九番五二地先ま

後 A

元・○~・七一

1100.0

宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字長砂二〇番八地

前 В

Α

1100.0

せ・0~

1100.0

変 更 0) 区 間

前変 変更の

敷

地 0) ル幅

員

敷 地

0) ŀ が延り、

土木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台

平成二十八年十二月二日

道路の種類

報

道

路

名

塩釜七ヶ浜多賀城線

道路の区域

宮城県知事 村 井

嘉

浩

同田才沙沙宁会在一者一	同郡同町花渕浜字金色一番一地先まで 上			
後 A	B	前変 更 後の		
二二・五〜八九・八	七・五一二・三・三	二二・五八九・八	(メートル)敷地の幅員	
1110.0	1110.0	1110.0	(メートル)敷地の延長	

○宮城県告示第九百八十五号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類 県道

路 名 塩釜七ヶ浜多賀城線

道路の区域

(7)

○宮城県告示第九百八十六号

開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河

平成二十八年十二月二日

原土木事務所において一般の縦覧に供する。

県道	種道路の
丸森柴田線 同市	路線名
=坂津田字筒目木七六番一地先まで日市坂津田字上一七八番地先から	供用開始の区間
平成二十八年	供用開始年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県告示第九百八十七号

開始するので告示する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県道	種道路 類の
出島線	路線名
同郡同町出島字別当浜二番一地先まで牡鹿郡女川町出島字福合浦八番地先から	供用開始の区間
平成二十八年	供用開始年月日